

公益財団法人 e-とくしま推進財団普及啓発事業助成規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 e-とくしま推進財団（以下「財団」という。）定款第4条第1項第4号に規定する情報通信技術の普及啓発に対する助成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業等)

第2条 助成対象事業は、徳島県内において徳島県内の市町村及び公共的団体（以下「市町村等」という。）が主催する次の内容の普及啓発事業とする。

- (1) ICTの利活用に関する講演会，セミナー，講習会等
- (2) その他財団が必要と認めた内容

2 助成対象経費は次の経費を対象とする。

- (1) 広報経費
- (2) 会場使用料
- (3) 講師謝金
- (4) その他開催に要する事務経費

3 助成金の額は、助成対象経費の10分の10以内で10万円を上限とする。

4 事業実施は、財団との共催とする。

(事業主体)

第3条 事業主体は、徳島県内の市町村等とする。

2 市町村等が他の団体と共同開催する場合も対象とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、事業実施前に助成申請書（様式第1号）を公益財団法人 e-とくしま推進財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 申請は、県内市町村等を対象とした公募によるものとし、その方法等については、理事長が別に定める。

(助成の決定)

第5条 理事長は、助成申請書を審査し、助成について適当であると認めたときは、理事会の決定に基づき、助成決定通知書（様式第2号）により事業主体へ通知するものとする。

(事業の変更等)

第6条 助成金の交付決定を受けた事業主体は、事業内容を変更（軽微な変更を除く。）又は廃止しようとするときは、事業変更（廃止）承認申請書（様式第3号）を理事長

に提出し、その承認を受けなければならない。

(実施報告)

第7条 事業主体は、事業が完了したときは、速やかに事業実施報告書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 理事長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額の確定を行い、助成額の確定通知書(様式第5号)により事業主体に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 助成金は、前条の助成金の額の確定後に交付するものとする。

2 事業主体は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書(様式第6号)を理事長に提出するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、理事長に別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する
- 2 e-とくしま推進のための市町村普及啓発事業助成要綱は、廃止する。

附 則

この規程は、平成25年3月27日から施行する。(平成25年3月27日理事会議決)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年4月1日理事会議決)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月18日理事会議決)